

第 2 1 回 京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成 2 7 年 3 月 2 3 日 (月)
午前 1 0 時 3 0 分～正午
場 所 消費生活総合センター研修室

○吉川市民生活部長

それでは、ただ今から第21回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます市民生活部長の吉川でございます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長から御挨拶をさせていただきます。

1 挨拶

○平竹文化市民局長

おはようございます。文化市民局長の平竹でございます。

本日は、年度末ぎりぎりの設定にも関わらず、御出席を頂きまして、本当にありがとうございました。

また、本年度は次期人権文化推進計画の策定ということでこの懇談会も何度も開催させていただきましたし、とりわけ部会に参画いただいた先生方には大変な御尽力を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日は、お手元に冊子としてでき上がったものをお配りさせていただいておりますが、前回のこの懇談会で色々御意見を賜ったものもできるだけ反映させていただいて、とりわけこの概要版なんかは非常に分かりづらいといった御指摘もございましたので、分かりやすくさせていただいたところでございます。

本日は、計画の最終的な御報告と、あとそれに基づく来年度の事業計画につきまして御説明させていただき御審議いただく予定になっております。本日もまたそれぞれの人権部局の担当の者も出席しておりますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂きまして、この新しい計画、せっかく京都らしい、あるいは使い勝手がよい、時代に合った形での策定に御尽力賜りましたので、それに沿ったよい事業計画になるように御議論賜ればと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉川市民生活部長

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長が急用のため急遽御欠席ということでございますので、石元副座長にお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石元副座長

安藤先生が御欠席ということで、私が副座長ですので代って進行役を務めてまいります。

では、最初に事務局から資料の確認と、それから報告、議題について御説明よろしく

お願いいたします。

○吉川市民生活部長

それでは、資料の確認をまずさせていただきます。

報告に係る資料といたしまして、資料１「第２０回懇話会における主な意見と京都市人権文化推進計画への主な反映」という資料がございます。なお、京都市人権文化推進計画の本冊及び概要版もお手元にお配りしております。

議題に係る資料といたしまして、資料２「京都市人権文化推進計画 平成２７年度事業計画」という資料がございます。

それでは、報告、議題の説明に移らせていただきます。

まず、報告につきましては「京都市人権文化推進計画の策定について」でございます。

１月２７日に開催いたしました第２０回人権文化推進懇話会におきまして委員の皆様から頂きました御意見について、計画への反映内容を御説明させていただきます。

議題につきましては、「京都市人権文化推進計画 平成２７年度事業計画について」でございます。

この事業計画につきましては、人権文化推進計画の第４章（計画の推進）において「毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行う」と定めていることから、平成１８年度以降、毎年度策定し、この懇話会において御報告をし、委員の皆様から御助言・御意見等を頂いております。本日はこの平成２７年度の事業計画につきまして御報告をさせていただきます。

なお、平成２６年度の事業実績につきましては、年度が変わりましてから開催いたします懇話会において御報告をさせていただく予定でございます。

資料の確認と報告、議題の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石元副座長

はい、ありがとうございます。

本日、このテーブルの上に置いていただいた資料１，２と事前にお送りしていただいているものがありますね。変更点があるということですか。

○東課長（人権文化推進課）

資料２の平成２７年度の事業計画につきまして、若干なんですけども、各局との調整の中で修正した部分がございますので、資料２の方は本日の分を見ていただきたいと思います。

○石元副座長

はい、分かりました。

2 報 告

○石元副座長

それでは、引き続き、議事に入りたいと思います。

まず、2番の報告事項である「京都市人権文化推進計画の策定について」御説明よろしくお願いいたします。

○東課長（人権文化推進課）

報告事項の京都市人権文化推進計画の策定について御説明させていただきます。

一枚物の資料1とあわせてお配りしております計画の冊子、それと概要版も並行して御覧いただけたらと思います。

この計画につきましては、前回1月27日のこの懇話会において頂きました御意見を踏まえ、必要な修正を加えまして、庁内の決裁行為を経た後に2月25日付けで策定の広報発表を行いました。また、同時にホームページでも市民の皆様へ公開をしたところでございます。その後、冊子の印刷を行いまして、先々週、3月中旬からこの本冊、それから概要版共に市役所、区役所、また図書館などの京都市の施設で配布をしているところでございます。

それでは、前回の懇話会での御意見を踏まえ、修正を加えた点を御説明いたします。

資料1を御覧ください。

資料1では、頂きました御意見を上段に、下段にはそれを踏まえて変更した内容を記載しております。

まず【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】の項目につきましては、「セクシャル」と「セクシュアル」の言葉が文中に混在しておりましたので、今回「セクシュアル」に統一し、また「ジェンダー」の用語解説の中で「性別」を「性差」という表記に変更いたしております。

その次の高齢者の人権尊重の項目につきましては、用語解説で「成年後見人」を挙げておりましたが、この解説につきまして、その職務内容の「財産管理」、それと「身上監護」、この両方について記載を行いました。

次の【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】の部分です。（生活支援）という項目がございまして、その中で「日本語の理解が…」という表記をしておりました。これは日本語の理解が十分でない児童・保護者の方への支援という項目でしたが、この部分につきまして「日本文化」という言葉を加えまして、日本語とともに文化的な差異も理解いただく支援を充実する旨に修正をしております。

次に【安心して働き続けられる職場づくり】です。

一つ目に、ブラック企業につきまして、「ブラック企業による若者の使い捨て…」という表現をしておりましたが、若者だけではなく、すべての労働者に関わるということで、「若者をはじめとする働く人の使い捨て…」という文言に修正をしております。

また、マタニティ・ハラスメントを受けた場合の相談先としまして、京都労働局の雇用均等室において相談を受けておりますので、その旨を記載しております。

また、この【安心して働き続けられる職場づくり】につきましては、重要課題の中の順番について多くの御意見を頂きました。働くということは多くの方が抱える重要な問題ですので、順番を前に持ってきてはどうかという御意見を頂きました。

これにつきましては、冊子の目次を御覧いただきたいと思います。計画冊子を1枚めくって、市長の挨拶の裏面が目次となっております。

この目次の中の第2章に重要課題を挙げております。その中で、今回この職場づくりの項目につきましては、上から7番目の「外国籍市民」と「感染症患者」の間に入れるという形にさせていただきました。

この理由についてでございますが、「女性」から「外国籍市民」までの項目、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国籍市民」につきましては主に先天的な属性、生まれながらに持っている属性に基づく人権上の課題であるというふうに言えます。その下の「職場づくり」以降の項目、「感染症患者」「犯罪被害者」「ホームレス」は後天的な属性、生まれて以降何らかの状況あるいは事情によりましてその立場になられた方に関わる人権上の課題であると言えるかと思えます。

まず大きく二つに分けて、職場づくりの項目につきましては後天的属性であるということでその中に入れました。その中で職場づくりを最初にしたのは、働くということにつきましてはほとんどすべての方が一生の間で何らかの形で関わるものというふうに言えますので最初にしております。

なお、下から二つ目の「高度情報化社会における人権尊重」につきましては、個人情報ですとか、あるいはインターネットを介した問題ということで、ちょっと違うカテゴリーになるかと考え最後にしております。

このような考えで今回重要課題の順番を置いております。

それでは、資料1にお戻りいただきまして、裏面でございます。

【資料編】の中で人権を巡る動向という項目がございましたが、その中に高齢者虐待防止法の制定、また、児童虐待防止法の改正につきましても記載を加えたところでございます。

最後に、概要版についてでございます。

お手元にお配りさせていただいておりますが、懇話会の中で案を見ていただきました。その中で、市民への広報・啓発を兼ねるということであれば網羅的なものではなく、特に目指したこと、また力を入れた部分に絞って、概要版を読んだら本冊を読みたいと思えるような内容にすべきという御意見を頂きました。

御意見を踏まえまして、今回の計画の特徴であります新たに設けました基本理念、また計画の目標を前面に打ち出すなどポイントを絞って、また新しい項目については分かるように赤い色で表示するというような工夫をしました。また、質問に答えるような形

でQ&A方式を採り入れたり、言葉につきましても、計画の記載にこだわらずに、柔らかい、優しい言葉に変えるというような工夫をしまして、読みやすさ、また分かりやすさを重視して作り直しました。

一番後ろ、裏面の一番下には、計画冊子を御覧いただきたいということですか、あわせて人権総合情報誌、また人権相談マップの紹介も入れるという形にしております。

以上が、懇話会の御意見を踏まえまして策定しました新しい計画についての御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○石元副座長

資料1にありますように、懇話会で各委員から出していただいた御指摘、御意見が反映されているかと思うんですが、今の説明に関していかがでしょうか。

また後でお気付きの点がありましたら出していただくということで、議題の方に入りまして、この京都市人権文化推進計画とあわせて色々と御意見を出していただくということでもいいでしょうか。

3 議 題

○石元副座長

そうしましたら、引き続いて、議題であります「京都市人権文化推進計画 平成27年度事業計画について」の御説明をよろしくお願いいたします。

○東課長（人権文化推進課）

それでは、資料2を御覧ください。ちょっと分厚めの冊子でございます。

平成27年度事業計画につきましては、この度策定しました新しい計画に基づきまして各局各区で実施を予定している取組につきまして、委員の皆様から御意見を伺うために取りまとめたものでございます。

資料2を1枚おめくりいただきまして、左側のページを御覧ください。

この事業計画は、前半を「重要課題別の取組」、後半を「各局区別の取組」で構成しております。

「重要課題別の取組」につきましては、計画に掲げております11の重要課題につきまして、それぞれの現状と課題、そして平成27年度における主な取組を記載しております。

後半の「各局区別の取組」は、人権文化推進計画や各局区の分野別計画に基づく人権文化の構築に関わる事業につきまして、平成27年度に実施する事業計画を一覧にしたものでございます。各局区別の中で新規事業につきましては、一番上に挙げて記載しております。

右側のページを御覧ください。

平成27年度は、総事業数としまして484事業に取り組むこととしております。内

訳としまして、継続事業が４５６件、改善等の事業が１５件、新規事業が１３件となっております。２６年度の事業計画が４７７件でしたので、総事業数としましては７件増えているという形でございます。また、その下に新規事業の１３事業につきまして事業名を掲げているところでございます。

これからの説明につきましては、「重要課題別の取組」について新規事業も御紹介しながら御説明させていただきます。

２枚おめくりいただきまして、「全般」、１－１ページを御覧ください。

まず、各重要課題に共通する事項として全般的な取組を挙げております。主には、市民・企業に対する啓発活動などについて記載しております。

一つ目の丸の人権総合情報誌の発行、また二つ目の丸の企業に対する支援などを引き続き進めてまいります。

この企業に対する支援では、二つ目の丸の最後の行ですけれども、人権に関わる取組を主体的・積極的に取り組む企業を表彰する制度の創設に向けた検討、これは計画にも掲げているものですが、この検討を行っていくこととしております。

次、１－２ページを御覧ください。

啓発に関わります新規事業としましては、四つ目の丸でございますが、人権尊重の視点から京都の歴史を再発見していただき、人権への関心を高めていただくという趣旨で、市内に数多くあります「人権ゆかりの地」、これを市民や観光客に紹介する事業を新たに行います。

また、その次の丸ですが、人権に関する情報発信をきめ細かく行うために、主に若年層を対象にフェイスブックを活用した情報発信を行ってまいります。この懇話会の中でも若い方に情報が届くということが重要であると御指摘を頂いたところであり、早速ですが、先週の金曜日、３月２０日にこのフェイスブックのページを新たに開設して情報発信を始めたところでございます。

次に、１－３ページ、三つ目の丸ですが、新規事業として観光の取組がございます。年齢や障害、国籍等に関わらず、誰もが安心して京都観光を楽しむことができるよう多様な観光情報の発信、また受入環境の整備、観光事業者に対する人権意識の向上を図るための取組を新規に行ってまいります。

次に１－４ページの二つ目の丸ですが、バリアフリーに関しまして、新規事業としまして、民間施設のトイレに対してですが、バリアフリー化などの改修助成を新たに設け、観光地トイレの充実を図るなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインについても積極的に推進していくこととしております。

次に、１－５ページ、「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」についてです。

【現状と課題】の中ほどですが、平成２６年度に実施した調査によりますと、女性の３．５割、男性の１．７割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあるとの回

答がありました。また、DV相談支援センターでの相談件数も増加しています。

「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づきまして、従来からの男女共同参画を推進する取組を行うほか、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性への暴力問題に対する対策を重点分野として取り組んでまいります。

下の主な取組ですが、＜DV対策の強化＞につきましては、DV対策基本計画に基づいて総合的・計画的に取り組むとともに、京都市DV相談支援センターにおきまして、関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで継続的な被害者支援に取り組んでまいります。

次に、1－7ページ、「子どもを共に育む社会づくり」でございます。

【現状と課題】としまして、子どもの問題につきましては、近年増加傾向にある児童虐待、本市においては、平成25年度の虐待に対する相談・通告件数は1,382件ございましたが、児童虐待をはじめとする子どもの人権侵害に対し、より迅速で的確かつ身近な支援体制や意識啓発、虐待防止に向けての取組の充実を図ってまいります。

また、深刻な問題である「いじめ」については、昨年施行しました「いじめの防止等に関する条例」に基づき、関係者が連携し、早期発見・早期対応に努めてまいります。

主な取組としましては、1－7ページの一番下から1－8ページの上にかけてですが、今年度すべての児童館・保育所を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や講座を開催するという。また、1－8ページの二つ目の丸ですが、「京都はぐくみ憲章」に係る実践行動の推進。三つ目の丸以降は教育委員会、学校での取組ですが、子ども支援専門官の配置や、児童虐待について学校と児童相談所が密接な連携を図るほか、不登校、いじめなどの早期発見・早期対応に努めるため、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーの配置の拡充などを進めてまいります。

次に、1－10ページを御覧ください。高齢者の人権尊重に関わる項目です。

【現状と課題】としまして、「介護者等による高齢者への虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている。」、また「市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要」となっております。

このため、「第6期京都市民長寿すこやかプラン」に基づいて、高齢者が尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発、総合的な高齢者虐待防止施策を進めてまいります。

主な事業としては、一つ目の丸ですが、地域の関係者や介護サービス事業者を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、これらの各種ネットワークの活用ですとか、緊急ショートステイ、虐待シェルターなど、高齢者への虐待を防止し、生命・身体の安全の確保を図ってまいります。

このほか、啓発活動や認知症高齢者の早期発見・早期診断、また権利擁護の取組など、幅広く取り組んでまいります。

次に、1－13ページ、障害者の人権尊重の項目でございます。

【現状と課題】としまして、各種の取組を通じてノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつありますが、物理的な障害、あるいは無理解・無関心といった問題が依然として存在し、また精神障害に関する誤った認識や偏見も存在しています。

このため、障害のある人の人権の問題は市民一人一人の身近な問題であり、また障害の有無に関わらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を進めます。

主な事業ですが、1－15ページの一つ目の丸でございますが、新規事業としまして、障害者差別解消法、これが平成28年4月に施行される予定でございますので、本市における対応マニュアルを策定するとともに、行政機関、民間事業者、市民を対象に、法の内容の周知と障害に関する正しい知識の普及啓発を進めてまいります。

また、その下の丸も新規事業ですが、障害のある方の高齢化・重度化、また「親なき後」も住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用など様々な支援を切れ目なく提供するための相談体制の構築として、障害者地域生活支援拠点を設置してまいります。

次に、1－16ページを御覧ください。同和問題の解決のための取組についてです。

【現状と課題】としまして、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づく取組について、早期完了に向けた改革・見直しを進めるとともに、インターネット上の掲示板への悪質な書き込みや身元調査等による戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為を許さない社会づくりや人権意識の高揚に向けて、市民との協働により、人権教育・啓発の取組を一層進めてまいります。

主な事業では、1－17ページですが、一つ目の丸ですが、第三者に住民票の写しを交付した事実を知らせる「事前登録型本人通知制度」、これの周知に努めることですか、その下の丸ですが、同和問題についての啓発を推進していくことを挙げております。

次に、1－18ページを御覧ください。外国籍市民等の人権尊重についてです。

【現状と課題】ですが、民族や国籍が違うというだけで偏見や誹謗中傷、ヘイトスピーチなども発生しておりますが、これらをはじめとする差別的な事象が見受けられます。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきています。

このような課題に対応するため、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流の促進、多言語による情報提供や相談事業など、外国籍市民等が安心して生活できる環境整備を進め、多文化が息づくまちづくりを進めてまいります。

主な取組としては、一つ目の丸ですが、昨年度に引き続き、多文化共生施策についての意見を頂く「京都市多文化施策審議会」の開催や、その下の丸ですが、外国籍市民等に市内の様々な催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」、その下の丸ですが、外国籍市民等が安心して医療サービスを受けること

ができるよう医療機関への「医療通訳派遣事業」などを実施してまいります。

次に、１－２０ページを御覧ください。計画で新しく立てた項目、「安心して働き続けられる職場づくり」です。

【現状と課題】としまして、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めることや、企業における環境整備の支援が必要であるとともに、職場内でのパワーハラスメントやいじめ、またマタニティ・ハラスメント、ブラック企業による若者をはじめとする働く人の「使い捨て」などの問題があります。

主な取組としては、真のワーク・ライフ・バランスでは、市民への定着を進めるとともに、中小企業に対する支援としまして、取組を推進する企業への支援補助や企業表彰を引き続き実施し、市民への情報発信も進めてまいります。

また、一番下の丸ですが、職場でのハラスメント防止と対策をテーマとした企業向けの啓発講座や啓発ビデオの貸出し等を行い、いきいきとした職場づくりの推進を支援してまいります。

１－２２ページを御覧ください。

「感染症患者等の人権尊重」につきましては、引き続き、患者・感染者への差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発を進めてまいります。

主な取組としましては、一つ目の丸の、保健センターにおいて無料・匿名でH I V検査を行うほか、夜間あるいは土曜の検査を継続して実施するとともに、三つ目の丸ですが、世界エイズデー（１２月１日）にあわせた啓発事業などを進めてまいります。

次に、１－２３ページ、新たな項目の「犯罪被害者等の人権尊重」です。

犯罪被害者やその家族・遺族は、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。また、捜査・報道・裁判等の負担や周囲の理解不足などにより、更に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

このため、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会全体で犯罪被害者への支援や犯罪被害者の置かれている状況について理解を深めるため、啓発・教育を行います。

主な取組としては、一つ目の丸の、相談や必要な情報を提供し、中長期にわたって支援を行うワンストップ窓口、京都市犯罪被害者支援総合相談窓口において、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、また住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行うということ。

また、二つ目の丸ですが、市民や事業者に理解を深めていただくため、『犯罪被害者週間』などにおける広報啓発活動などを行ってまいります。

次に、１－２４ページを御覧ください。「ホームレスの人権尊重と自立支援」についてです。

「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づいて、様々なホームレス支援の取組

を実施してまいりました。その結果、調査結果によりますと、ホームレスの数は減少しているものの、高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著となっております。今後も、個々のホームレスの状況に応じた、丁寧で粘り強い支援に取り組んでいく必要があります。

主な取組としましては、「ホームレス訪問相談事業」、「ホームレス緊急一時宿泊事業」、また職業訓練的な職の情報提供を行います「ホームレス能力活用推進事業」などを引き続き実施してまいります。

次に、1－26ページ、これも新しい項目です。「高度情報化社会における人権尊重」です。

情報化社会におきましては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されることや、年齢や家族構成などの個人情報の漏えい、身元調査のように差別的な行為につながる事案が起きています。また、インターネットなどにおける他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報が一方的に掲載される事例も起こっております。

主な取組では、一つ目の丸ですが、インターネット上での人権問題に対処するため、人権総合情報誌に記事を掲載するなどの啓発活動を行うとともに、二つ目の丸は、再掲となりますが、携帯電話やインターネットの危険性、依存症について、子どもの実態を踏まえての関係者が連携した取組などに努めてまいります。

最後に1－27ページですが、「様々な課題」についてです。

LGBT等の性的少数者、刑を終えて出所した人などの様々な課題につきましても、正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を進めてまいります。

このため、主な取組としまして、人権総合情報誌への関連記事の掲載、ホームページやフェイスブックによります情報の発信などの啓発・広報活動に努めていくということを挙げております。

「重要課題別の取組」の主なものについては以上でございます。

今後、この事業計画につきましては人権文化推進課のホームページでも公開し、広く市民の皆様にもお知らせをしていく予定としております。

議題の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石元副座長

はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明についてですが、何か御質問、御意見いかがでしょうか。

○直野委員

1－2で「人権ゆかりの地」を広く紹介するという新規事業があるんですが、これは例えばどういうところを指しているのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

世界人権問題研究センターで人権の視点から市内の名所・旧跡などを紹介しておられ

た「人権ゆかりの地」という事業がありましたが、今回それを再度周知・広報していこうということで挙げております。

例えば、千本北大路にありますライトハウス。これは全国でも先進的な取組でありますし、また、四条大橋の横に出雲阿国の像がありますけど、中世「河原者」と呼ばれた方によって歌舞伎が始まったというような史跡がございます。また、龍安寺ですとか醍醐寺などの庭園につきましても当時差別を受けていた方が庭園造りに携わったというような歴史がありますので、そのような中から、全部というわけにはいきませんが、観光客の方がよく行かれるようなところも含めまして紹介していきたいと思っております。そのことによって人権への関心を高めていただく、また京都の歴史を再発見していただくという趣旨で考えております。

○石元副座長

名所・旧跡に関連することなんですけども、例えば京都会館のところに「全国水平社創立の地」という碑があります。ああいう石碑というのは割と目立たないんですね、知る人ぞ知るで。例えば川端の正面橋のところに「元和の大殉教」というキリシタンが処刑されたという碑がありますが、あれなんかも非常に目立たないですね。蛸薬師の室町のところに安土桃山時代の「南蛮寺跡」という碑があるんですけど、あれもすごく目立たないです。だけど、マップがあれば、そういうところを巡ることができますし、かなりの距離を歩けます。ちょうど京都市は「歩くまち京都」のキャンペーンをやってますし、そういうマップなんかを作って、京都観光の一つとして入れ込むというのもおもしろいかなと思います。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。新年度はこのゆかりの地の発信ということで予算も付けていただきまして、今、お話のございましたマップを作ろうと思っております。日本語だけではなくて、海外の方にも知っていただくということで英語と中国語とハングル、日本語を入れて4カ国語でマップを作って海外の方にも知っていただくというようなこと、またそれを京都市のホームページや観光のホームページにも掲載していくということを考えております。

○石元副座長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○安保委員

1-7の「子どもを共に育む社会づくり」のところで虐待のことについて、児童相談所の全国共通ダイヤルが、今ちょっと分かりにくい番号なんですけども、今年度3桁になるんですね。「189（いち早く）」だというふうに聞いているんですけど、そうすると、110番と同じように、今でも鳴き声通告はすごく多いんですけども、何か発見したら通告がしやすくなるので、通案件数がまた伸びるんじゃないかというのと、早い段階での通告が増えると虐待で認定されない場合も多くなってくるのかなと思うんです。

が、そうすると児童相談所の方はその安全確認にかなりの労力を取られてしまうということになるので、その後の子どもの支援とか親の支援について労力が割けるのかというところと、それと、番号が「189（いち早く）」なので、いち早く行かないと、また児童相談所に対して色々市民等の批判が集まるのではないかなということで、計画の中にも通告について市民の意識を高める活動とかも書かれておられるので、その点について、そういう虐待通告についての体制について、市民が最初に児童相談所と関わりができるとしたらその共通ダイヤルの通告かなというふうに思いますので、その点について今回は書かれていないんですが、対応等についてはどのようにお考えでしょうか。

○志摩課長（児童家庭課）

児童家庭課の志摩と申します。よろしくお願いいたします。

ただ今、児童虐待の専門ダイヤル、今もフリーダイヤルで全国共通で最寄りの管轄の児童相談所につながるダイヤルというのがあるんですが、非常に長い番号になっておりまして、これを3桁化、御紹介いただきました「189」、「いち早く」ということですけれども、3桁化の番号が恐らくこの夏ごろに設置されるというふうにお聞きしております。

従来から、ためらわずに、間違いでもいいので、おかしいなと思ったら通報・通告していただくと。同時に、子育てに悩んでいらっしゃる保護者の方には、一人で悩まず、気軽に相談をしていただきたいと。この両面から、この共通ダイヤルなりの番号を周知いたしますことも含めまして、児童虐待の予防・防止の啓発に取り組んでいるところでございます。

この新しい番号が周知をされますとともに当然件数も増えてくるのかなというふうに思いますが、京都市の場合、従来から児童虐待の通告先を児童相談所に一本化・集約化しておりますことも含めまして、担当いたします児童福祉司の配置、子どもの人口当たりの児童福祉司の配置が全国の政令市の中で一番手厚い配置をしているということも含めまして、関係機関と連携して対応していくということも含めまして、引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○石元副座長

ほかにいかがでしょうか。

○木下委員

1-20の「安心して働き続けられる職場づくり」というところなんですけれども、これは企業の責任というか、人権尊重というのは企業の社会的責任の第一だということをもうちょっと訴えたいというような気持ちがあるんですね。国連のグローバル・コンパクトとかISOのSR26000とかいうのでも経営における人権尊重というのを強調してますし、女性差別撤廃条約とか障害者権利条約とかいうことでいろんな面から企業にその社会的責任として人権を尊重するということを迫っているというのが世界の趨勢だと思います。

そういう点からも、この「安心して働き続けられる職場づくり」、これはもう第一には企業の社会的責任だということを訴えていけたらなという気がしております。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。企業が人権尊重のまちづくりに果たす役割が大きいということはこの計画を作るときにも御意見いただきまして、その中で今回新しく企業・団体等への啓発という項目も加えまして、その中では企業の人権の視点からの取組が期待されているということで企業への啓発ということと、あと頑張っておられる企業に対して表彰するなどの支援もやっていくということで、その点はまさに計画で打ち出しているところでございますので、そういう啓発などの取組を重点的に進めていきたいというふうに思っております。

○木下委員

ありがとうございます。

○石元副座長

ほかにお気付きの点、いかがでしょうか。

○表委員

今更なんですけれども、長年こういうふうにつけてきておられると思うんですが、最初11の重点項目で、2番目に「各局区別の取組」というのがあるんですけれども、この人権に関する施策はそれぞれ色々な部局が連携して取り組まなくてはいけないということでそういうことになっているんだと思うんですけれども、部局区別の取組ではなくて重点別の取組ということだとまとめるということは、その方が見た感じ見やすいと思うんですけれども。ずっと私もこの委員をさせていただいてこの形式なんですけど、それぞれ取組の目的があってすべて書かれていると思うんですけど、それを重点別書いたらもっと分かりやすくなるんじゃないかと思ってます。

それで、今もお話が出たんですが、子どもに関する取組なんかは、教育委員会ですか児童家庭課とか、様々なところが連携してやっていかなくちゃいけないというところで、連携してされているのではあると思うんですけれども、それがちょっとこの形式だと見にくいんじゃないかと。まあ、今までずっとそうされてきたのでそれがよかったのかもしれないんですけれども、私個人としてはこの重点課題別の施策というのがあればもっと見やすいんじゃないかなと感じました。

○石元副座長

その点いかがでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。今、資料の構成としまして、1で重要課題別に主な項目になるんですけども、掲げておりまして、後ろの方で各局区別になっておりますので、どの問題に対しての取組かというのがちょっと見にくいということでしょうか。

○表委員

変えなくちゃいけないとか，そういうことじゃないんですけれども，それも見やすいんじゃないかなとは思いました。

○東課長（人権文化推進課）

重要課題別を充実させるなど，より見やすくなるようにちょっと検討させていただきたいと思います。今後の宿題とさせていただきます。

○石元副座長

ほかにいかがでしょう。

○直野委員

観光関係で，海外の新規市場開拓でムスリムの観光客の受入というのがあるんですが，これは何か特別な背景があるんでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

資料でいいますと，2－15ページ，産業観光局の取組の中の4番の項目でございます。ムスリム（イスラーム教徒）の方にも満足度の高い観光をしていただくということで，今後観光客の受入体制を整備していくという中での一つの取組でございますが，やはりイスラーム教徒の方ですと食事とか，あるいは礼拝等ということで宗教上の習慣もございますので，より来ていただくということではその辺りも配慮した形で体制を整えることが必要であろうということで，昨年10月に京都市の新しい観光振興計画を作っておりまして，その中でも位置付けられているものでございます。

今回観光の視点で新規事業が幾つか挙がっておりますけれども，計画を作るときに，「人権尊重のまちづくり」がやはり基盤として必要だろうということで，そういう意識も持って産業観光局も新たにこの事業計画にも位置付けるということで出てきたものでございます。

○直野委員

というよりも，ISのいろんな事件が起こったり，北アフリカでいろんな事件が起こっていて，イスラームに対する偏見とか誤解というか，非常に関心が高まっている中で特別にその受入を，観光の誘致をやるという面には何か背景があるのかなという気がしたんです。

○東課長（人権文化推進課）

ただ，イスラーム教徒の方でいいますと，インドネシアとか東南アジアの方も結構いらっしゃるということで，もちろん中東の方も多いかと思うんですけれども，結構経済成長している中で東南アジアからの観光客の来日ということも今後見込めるということで，やはり受入れる以上は気持ちよく観光していただけるように，それぞれの観光事業者の方も配慮した取組ができるように色々と事業をやっていくという趣旨かと思います。

○石元副座長

ほかにどうでしょう。

○木下委員

1－18で「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」とあるんですけども、ここでは「外国籍市民」という文言が使われておりますが、後の各局区別とか、いろんなところでいろんな表現が出てきてまして、その文章はそれですと分かりやすく入ってくるんですけども、もし意味があって使い分けをされているということがあればちょっと教えていただきたいんですが。

例えば、環境政策局では「外国人」、それから総合企画局では「外国籍の方」とか「外国に文化的背景を持つ市民」とか「外国人市民」とか「外国籍住民等」とか。そのほかの各局の方を見てましても、「外国籍市民」とか「外国人」とか「外国籍の方」とか、色々使っておられますのでね。それはそれぞれずっと別に抵抗なく入るんですけど、もし使い分けをされているようだったら教えていただきたいなと思います。

○阿嘉課長（国際化推進室）

国際化推進室の阿嘉と申します。よろしくお願いいたします。

きっちり使い分けができていのかどうかはあれなんですけども、「外国籍市民」といいますのは、要は国籍に着目しまして、例えばアメリカ籍、そういう外国籍の中で京都市に住民登録、居住されている方を「外国籍市民」というふうに一般的には申し上げます。

それから、「外国に文化的背景を持つ」というのは、日本国籍をお持ちの方でも、例えば帰化された方ですとか、いわゆるハーフの方ですとか、一定外国に文化的背景を持っておられるというようなケースの方もおられますので、そういう使い分けをさせていただいている場合が多くございます。

○石元副座長

私もちょっと気づかなかったんですけども、木下委員の指摘で、何種類かあるそれぞれの意味付けというのは特にないということですか。御説明の場合だったら、国籍が外国籍か、日本国籍であっても様々な文化的なルーツを持つ人がいるという、大きくは二通りということになりますね。

○阿嘉課長（国際化推進室）

はい。

○石元副座長

それで、木下委員の御指摘では五通りぐらいあるんですか。

○木下委員

色々あります。

○石元副座長

そうですね。その点というのはどうなんですか。

○阿嘉課長（国際化推進室）

大体「外国籍市民等」となっている場合は、文化的背景を持っておられる方もすべて

含めて「等」でくくっていると。

それで、最後の上下水道局のところの「外国人のお客さまや障害のあるお客さま」というのは、基本的に水道のいろんな手続をされるということは居住されている方ですから、いわゆる外国籍市民という範疇に入ってくるのかなというふうには思うんですけども。ですから、その辺ちょっと使い方が一定でないような部分があるかもしれないです。

○木下委員

総合企画局の19番ですと「外国籍住民等」というふうにもなってますけども、「市民」と「住民」との使い分けとかあるようでしたら、どうかと。

○阿嘉課長（国際化推進室）

すいません。その二つについては多分統一ができてなかったということだと思いますので、使い方としましては今後留意して、統一した表記にしていきたいと思っております。申し訳ございません。

○木下委員

それとまた「外国人市民」というのがあるんですよね。別にそれぞれで意味がずっと分かりますのでどうということはないんですけども、もし使い分けされているんですしたらということですよ。

○石元副座長

また検討して、整理すべき点があれば整理していただくということでお願いいたします。ほかにどうでしょう。

○木下委員

2-74ページなんですけど、これの12番。細かいことで申しわけないんですけど、「総合育成支援教育の推進」の「進」というのがここだけ真ん中にきてます。

それから、2-66ページの消防の34と35のところ「平成26年上半期に実施予定」となっているんですが、これは26年ですか。

○東課長（人権文化推進課）

すいません。恐らくチェックミスで、27の誤りだと思いますので、最終は訂正させていただきます。

○木下委員

それから、同じく、2-36ページで左京区の3というのがあるんですが、これは休止になってますが、26年度は25年度と同様実施する予定となってます、これは去年のことで。

○東課長（人権文化推進課）

これも多分修正ができずにいるかと思いますが、左京区役所に確認して、修正するようにさせていただきます。

○木下委員

それは27年度は26年度と同様というのか、それとももう全然全くここへは入って

こないのかなと思います。

それから、また細かいことで申しわけないんですが、1－12で、高齢者の最後のところの真ん中辺、最後の丸の4行目の最後、「御協力いただける」となっておりますが、「協力いただける」でいいんじゃないかなという気もいたします。これは後ろの細かい説明、局別の説明のところも同様なんですけども、これはどうかなというちょっと疑問だけです。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。文言としては「協力いただける」という形でほかのところとは統一してます。ちょっとここができていなかったんですけども、この辺りについても修正させていただきます。

○石元副座長

ついでに、これも細かい点なんですけども、1－1の【現状と課題】というところの5行目、「すべてのひとがいきいきとくらせる」という、ここの「ひと」が平仮名で、ほかのところは「人」と漢字になってましたので、漢字にするほうがいいと思いました。

○東課長（人権文化推進課）

はい、ありがとうございます。

○石元副座長

ほかにいかがでしょうか。・・・じゃ、私からで。

1－27の「様々な課題」なんですけども、人権課題は非常に多様化してきていて、社会の関心も高まってきて、様々な人権課題が広く認識されてきています。こうした多様な人権課題は、それぞれの当事者にとってみれば、当然のことながら、自分の問題というのがやはり一番深刻なのですね。ですから、第三者が、優劣を付けるというのか、重要度の順番なんて付けることはできない問題です。そういうことで考えると、「様々な課題」の記述が非常に少ないように思うんですね。

今日頂いたこの推進計画を見ますと、推進計画の方の冊子は、31ページにありますように、様々な課題というのを具体的に挙げています。これらは法務省が人権課題として挙げているものですので、やはりここでもこれに合わせた形で、具体的に挙げておいた方がいいのではないのでしょうか。何かほかの重要課題に比べて京都市は軽視しているんじゃないかということをお思いになられる方もいらっしゃるかと思いますので、この点はそれぞれの具体的な課題を入れた方がいいと思いました。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。「様々な課題」のところで具体的な項目を挙げてませんので、これを見ただけでは具体的に何かというのが分からないかと思いますので、こういう課題を意識しているということで具体の項目名についても入れる形で検討させていただきたいと思います。

○石元副座長

ほかにどうでしょう。

○直野委員

DVのシェルターは、京都市のシェルターというのはあるんですかね。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進課の寺井と申します。

京都市営のシェルターというのはございません。民間シェルターがございますので、そちらの方に京都市としては補助金を出しております。

○直野委員

民間のシェルターは幾つありますか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

現在は1カ所です。

○直野委員

なかなか経営がうまくいってないんじゃないかなと思うんだけど。というのは、DVで避難していらっしゃる方というのはもう取りあえず逃げてきているわけで、生活の困窮の程度が非常に厳しい。何かどこかに移り住むときにも、もう夜逃げ同然ですよ。家賃も払えずにそのまま逃げるというケースがあるように聞いているんです。先ほど本年度も重点的におっしゃった割にはもう一つかなという気がちょっとしたんでお聞きしました。すいません。

○石元副座長

このDVのことなんですが、1－5の最後の行のところ、「男性カウンセラーによる『男性のためのDV電話相談』」とあるんですけども、男性のためのDV電話相談というのは男性カウンセラーがやっているということでしょうか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

そうでございます。男性の専門家の方が男性の加害者なりに聞きやすいだろうということで、男性がしてます。

○石元副座長

それは男性加害者の場合ですか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

主に男性加害者なり被害者の方が聞く専用電話です。

○石元副座長

被害者の場合ですと、相手が男性だと、なかなかしゃべりにくいというんですかね、要するに自分の弱さを男性に対して言うような形になるので、そういう場合は、女性に対しての方がしゃべりやすいのではないのでしょうか。まあ、加害の場合は、女性に対して加害のことを言うというのは、言いにくいというのは理解できるんですけども、被害を男性にというのは自分の弱さをさらけ出すような面があって、かえってしにくいよう

にも感じます。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

ありがとうございます。確かにちょっとそういう部分はあるかもしれません。また、この男性のためのDV電話相談は1年度間通じて30件程度の相談件数ということでございまして、そのうちの大半が加害者からの相談となっております。被害者からの相談というのはあんまりないんで、そこは先生御指摘の部分もあるのかとは思いますが、今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○石元副座長

ほかはどうでしょう。お気付きの点があれば。

○岩渕委員

全般的なことに関わって、手続的なこととお話しさせていただいてよろしいでしょうか。重要な問題と取組についてきちんとまとめられて、後これをどのように具体化していくのかということが重要なポイントになっていると思うんですけども、こういう取組や計画というのは、例えば厚生労働省とか法務省から委嘱状をもらって地域で活動されているような、例えば保護司ですとか民生委員、児童委員とか、ああいった方には具体的にどのような形で周知しているのかなと。冊子が個人個人に行って意識化して、努力も頂くようなことになるのかなというようなことについてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。この冊子と概要版ですけども、それぞれ人権に関わりのある団体の方へ、作成できましたという報告も含めて、お送りさせていただいております。御要望がありましたら、必要な部数はお渡しさせていただきたいと思っております。

法務局には人権擁護委員の活動を支援していくと書いておりますので、人権擁護委員さんにはすべて届くような形で法務局を通して配布したところでございます。

○岩渕委員

なぜそのようなことを申し上げたかといいますと、民生委員ですとか保護司も研修をされていて、研修の場があるわけですね。したがって、こういった具体的な資料がありますので、ぜひ周知・徹底するいい場ではないかなというようなことも思いましたのでそのようなことを申し上げた次第です。

○東課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。様々な場面で、周知いただけるように取り組んでまいりたいと思います。

○岡田委員

2－20の35の「子ども医療費支給事業」、これが小学校6年生までから中学3年までに拡大したということはほかの広報でも取り上げられていますし、全国的な動きもありますし、これが拡大したということは非常にいいことだというふうに思っています。

○石元副座長

ほかにかがでしよう。最初の報告に関してのお気付きの点でも結構ですので。最初の報告に関しての質疑というのがたまたま出なかったので、すぐに審議の方に入りました。そういうこともあって、どうでしょう。

○直野委員

前回、概要版について色々文句を言いましたので。随分見やすくなりました。できるだけこういうものは行政用語じゃなくて分かりやすく書いていただくことが一番いいかなと思います。随分よくなったと思います。

○岩渕委員

私もそう思いました。

○安保委員

ついでと言ったら申しわけないんですけど、1－12のところ、今、高齢者の住まいを探すために民間と「すこやか賃貸住宅協力店」というのをされていることなんです。これは高齢者だけではなくて、ひとり親家庭とか、そういうハンディを持っている方が非常に民間の賃貸住宅に入りにくいという現状がございます。もし先ほどの縦割りのところで集まっていくな、関係団体が違うというところはあるんですけども、民間の業者というか、そういう団体と連絡するときは、高齢者だけではなくて、先ほど直野委員からもあったように、DVで逃げてこられた方とか母子とかひとり親だとなかなか民間の賃貸住宅に入れなかったり、それから障害を持つ方もなかなか入れなかったりする場合がありますので、協力していただいて、そういうものを合わせた何か情報発信をしていただければというふうに思います。

○石元副座長

ほか、どうでしょう。

○木下委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、ここでも「韓国・朝鮮人」とか「韓国語」、
「朝鮮語」と色々出てくるんです。例えば「韓国・朝鮮語」とか、またあるところでは「英語、中国語、ハングル、スペイン語」とか出てくるんですけど、韓国は今南北に分かれてますので、その点を配慮してこういうことはしゃべらないかんのでしょうか。人権を侵害することになるのでしょうか。いわゆる韓国の人に朝鮮語ということ言うたり、北朝鮮の人に韓国語とか。まあ、「韓国・朝鮮語」というのが煩雑になるから「ハングル」という言葉が出てきたりするんですけども、もしそういうことを無神経にしゃべると、人権侵害になるのでしょうか。

○石元副座長

私は、言語の場合は「朝鮮語」でいいかと思います。NHKが朝鮮語講座を開くときにちょっと議論になって、「ハングル」という言葉を使ったので「ハングル」と言う人も増えたようです。一方、朝鮮籍、韓国籍というのは、これは併記する必要があります。

というのは、もともと在日の方々は全員朝鮮籍だったんです。1965年の日韓基本条約で、韓国籍にすると永住権が取れるということになったので朝鮮籍から韓国籍に変えた人たちがいました。ただ、変えなかった方も多くいて、それでそれから「在日韓国・朝鮮人」と併記するようになったので、これは併記する必要があります。全部ひっくるめて「在日韓国人」とするのは正しくないといえますが、言語については「朝鮮語」でいいと思います。何か京都市は基準があるんでしょうか。

○阿嘉課長（国際化推進室）

いや、特段基準はないんですけども、丁寧な言い方をすると、やっぱり「韓国・朝鮮語」と言う方がどなたにとっても使えてくるのかなというので一般的にはこういう表記をさせていただいております。

○直野委員

NHKがもめたんですね。

○石元委員

そうですね。

○木下委員

民族の場合でも「朝鮮民族」と言って、「韓国民族」とは言いませんよね。

○石元委員

そうですね。民族の場合は「朝鮮民族」でしょうね。

○木下委員

言葉の場合も「韓国語」というのは余り耳慣れないような気がしたりしているんですけど、その点、使うのに慎重に気を付けてやらないかんのかなと思ったりして。

○石元副座長

そういう何か人権に関わる問題だというふうなことを感じられる人が多いので、疑問に思ってもなかなか口にしない、あるいは議論しない、議論を避けるという風潮はちょっとありますね。

○石元副座長

そろそろ時間もまいりましたので、もしないようでしたら議題についてはこれで終了したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○矢野委員

お聞きしたいことで、教えていただければと思いますけれども、生活困窮者自立支援法の施行に伴って、特に福祉と就労との間でいろんな施策をしていかなきゃいけない。今福祉を受けている人を就労につなげていく、あるいは就労についてた人が就労できなくなるなどいろんな事情がありますが、例えば離婚とか、あるいは病気とかで福祉を受けなければならなくなって、しかし就労にどうつなげていくかというようなことが社会施策の中でも課題になってきていると思うんです。京都市で特に具体的に差し迫った課題として、生活困窮者自立支援法の施行に伴って、そういう生存権の保障という観点か

ら、何か色々と重要な施策だというふうに考えていらっしゃるようなこと、あるいは現在どういうふうな方向でこの取組を進められているのか。ほかの自治体の話を聞いてもよく分かってないところがあるものですから、少しお話を聞ければと思います。

○岡本係長（地域福祉課）

地域福祉課の岡本です。よろしくお願いいたします。

生活困窮者自立支援法なんですけれども、今年の4月から実施されるということで国の方で用意をされております。京都市としてのその法を受けた扱いといたしますか、どういう施策を行っていくかというところなんですけれども、生活困窮者という概念の中には基本的に生活保護に至らない方を対象としているということで国の方が定義を付けておりますので、生活保護の前段階の方ということで、御相談がありましたら基本的には福祉事務所の方でお話をお伺いし、必要であれば、その方に対して相談を行う者を配置しまして色々とお話をお伺いするという形で考えております。

そのお話を伺いする中で、方向性としては、一つは就労に結び付けるところもありますし、住居の状態が不安定であれば住居につなげるということもあります。結果的にその困窮度合いがかなり厳しいということであれば、生活保護を含めたことで結び付けていくというふうに考えております。

ただ、国の方が今回初めてそういう総合的な法律を作りまして運用を開始するんですけれども、各自治体どういう形でやっていったらよいのかと。もちろん、今までは各都市、各自治体で生活保護業務は行っておりますけれども、その前段階というところはなかなか統一されてなかったところもありますので、正直、様子を見ながらというような開始ではあります。

○矢野委員

どうもありがとうございます。現在の行政に批判的なスタンスの研究者の方からは、生活保護を受給したくてもなかなか受給できない、いわゆる漏救ですね。生活保護水準にありながら、生活保護を受けるべき生活状態にありながら受けることができない人の方。濫救の問題がよく社会的な問題になるわけですが、漏救という問題があるということで、実際に行き過ぎた就労指導が行われているのではないかと。いわゆる水際作戦というようなことで色々和社会的にも問題となったことでありますけれども、今回の法律によって、窓口にすらなかなか行けない、だから沖合作戦というようなことですね。非常に批判的に言っている研究者もいるわけですが、今のお話を聞くと、実際に最初に相談に乗られる福祉事務所の仕事が非常に重要になってくると理解されているということで、大体よく分かりました。今後確かにどういうふうにこれが転がっていくのかによって随分生活困窮状態にある方々の自立支援に向けた取組というのも変わってくると思いますので、そういう関心を色々な観点から持たれているということで、いろんな施策について御検討いただければと思います。

○石元副座長

はい。ちょうどいい時間になりましたので、これで議題については終了いたします。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○吉川市民生活部長

石元先生，進行大変ありがとうございました。本日も委員の先生方から本当にたくさんの御意見を頂戴いたしました。皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえまして，27年度の事業計画につきましても反映するものは反映し，検討すべきは検討しながらしっかりと進めてまいりたいと，このように考えております。

それでは，本日の人権文化推進懇話会につきましてはこれで終了とさせていただきます。本日は大変お忙しい中，長時間誠にありがとうございました。